

◆義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書

意見案第3号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書

すべての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任である。このことから、全国のどの地域においても、子どもたちに一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられている。

しかし、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教材費や図書費、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差が拡がりつつある。

また、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいる。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける教育に格差があってはならない。この間の国庫補助負担金の廃止により、準要保護児童生徒就学援助費補助金が一般財源化されたが、それに伴い、自治体財政が悪化している道内の市町村においては、認定基準や支給額の変更を余儀なくされている現状にもある。

子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく教育が受けられることが大切である。とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する北海道では、全国的水準との格差だけではなく、市町村間の格差が拡大することが危惧され、政府の主張する国の関与の見直しが地方の教育水準の低下をもたらしかねない。そのためにも教育予算をしっかりと確保・充実させる必要がある。

家計における格差や自治体財政格差が教育格差となって現れてはいけぬ。教育の機会均等と水準の維持向上、教育予算拡充を求める声は、全道の教育関係者や保護者、そして地域の願いである。

よって、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1に復元すること。また、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
- 2 保護者負担の軽減や就学保障の充実のため、国の責任で教育予算の拡充を行うこと。
- 3 30人以下学級を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 6月22日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、  
内閣府特命担当大臣（地域主権推進）